

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社の経営理念は、『「愛」「敬」の精神に基づき、人を尊重し、社会の発展に貢献する』であります。この経営理念は、株主、取引先、社員に加え、企業活動を支える全てのステークホルダーを対象としており、その達成のため、当社はコーポレート・ガバナンスの重要性・必要性を認識しており、体制の整備、強化を図るべく様々な施策を講じております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
住友化学株式会社	13,836,000	21.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,228,400	5.08
JP MORGAN CHASE BANK 385093	2,784,600	4.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,408,800	3.79
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,736,000	2.73
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,295,900	2.04
稲畑 勝雄	1,161,100	1.83
株式会社みずほ銀行	1,114,900	1.76
丸石化学品株式会社	961,600	1.51
あすか製菓株式会社	785,300	1.24

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明 更新

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3 月

業種 卸売業

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 14 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 更新 9 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 更新 3 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高萩 光紀	他の会社の出身者											
高尾 剛正	他の会社の出身者											
中村 克己	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高萩 光紀	○	—	高萩光紀氏は、JXホールディングス株式会社の相談役であり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役に選任いたしました。 当社では会社と人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係がない者が独立性を備えており、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと考えております。同氏はその要件を満たしておりますので、当社の独立役員に指定しております。 同氏は独立性に関する属性情報のいずれにも該当しておりません。
		高尾剛正氏は昭和48年4月に当社の大株主である住友化学工業株式会社(現	高尾剛正氏は、住友化学株式会社の副会長執行役員であり、経営者としての豊富な経

高尾 剛正		住友化学株式会社)に入社し、同社執行役員、取締役、代表取締役を歴任し、現在は同社副会長執行役員であります。	験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役に選任いたしました。
中村 克己	○	—	中村克己氏は、カルソニックカンセイ株式会社の取締役会長であり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役に選任いたしました。 当社では会社と人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係がない者が独立性を備えており、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと考えております。同氏はその要件を満たしておりますので、当社の独立役員に指定しております。 同氏は独立性に関する属性情報のいずれにも該当しておりません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の員数

員数の上限を定めていない

監査役の人数

4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査室は定期的に監査の結果報告及び協議を通じて連携をとっております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

3 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木 修一	弁護士													
松山 康二	公認会計士													
高橋 慶孝	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

--	--	--	--

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 修一	○	—	鈴木修一氏は弁護士であり、専門家の立場から客観的、積極的かつ公正な監査を行ってもらう目的で社外監査役に選任しております。 当社では会社と人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係がない者が独立性を備えており、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと考えております。同氏はその要件を満たしておりますので、当社の独立役員に指定しております。 同氏は独立性に関する属性情報のいずれにも該当しておりません。
松山 康二	○	—	松山康二氏は公認会計士であり、専門家の立場から客観的、積極的かつ公正な監査を行ってもらう目的で社外監査役に選任しております。 当社では会社と人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係がない者が独立性を備えており、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと考えております。同氏はその要件を満たしておりますので、当社の独立役員に指定しております。 同氏は独立性に関する属性情報のいずれにも該当しておりません。
高橋 慶孝	○	—	高橋慶孝氏は、専門家の立場から客観的、積極的かつ公正な監査を行ってもらう目的で社外監査役に選任しております。 当社では会社と人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係がない者が独立性を備えており、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと考えております。同氏はその要件を満たしておりますので、当社の独立役員に指定しております。 同氏は独立性に関する属性情報のいずれにも該当しておりません。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新 5 名

その他独立役員に関する事項

当社では独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

各取締役は、自らの職責を十分認識し、企業価値向上に尽力しており、当社ではストックオプション制度の導入等のインセンティブの付与が、必ずしも取締役の意思決定に強い影響を及ぼすことにはならないと考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社の前事業年度(平成26年4月1日～平成27年3月31日)における取締役に対する報酬総額は312百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において取締役会で決定しており、標準年俸を基準とし、会社業績と各取締役の功績を総合的に勘案して決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは総務広報室 秘書部が担当しており、事務連絡等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の経営方針・戦略の意思決定機関としての取締役会は現在、取締役9名から構成されており、毎月1回の定時取締役会と臨時取締役会により経営の意思決定機能を果たしております。

また、当社は執行役員制度を採用しております。これは、経営環境の変化に対して迅速かつ確に対応していくため、経営の意思決定機能を果たす取締役会のメンバーとしての取締役と業務執行機能を果たす執行役員を明確に分離するとともに、それぞれの機能を強化・活性化することにより、経営の効率化と意思決定の迅速化を図ったものであります。現在、執行役員は取締役との兼務6名を含む12名であります。

取締役のうち3名は社外取締役であります。社外取締役は経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもって、取締役会の意思決定、執行役員の業務の執行に対する監督機能、外部的視点からの専門性ある助言機能などの役割を果たしております。

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は監査役4名で構成されており、取締役会の意思決定、執行役員の業務の執行について監査を行っております。

監査役のうち3名は社外監査役であります。社外監査役は財務・会計に関する専門性と高い独立性などを備え、取締役会の意思決定、執行役員の業務の執行を監視する役割を果たしております。監査役の機能強化に係る具体的な取組み状況については、「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」、「社外監査役の選任状況」、「社外取締役(社外監査役)のサポート体制」の欄に記載しております。

当社の会計監査人は有限責任 あずさ監査法人であります。平成27年3月期決算に係る業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員 井上浩一、指定有限責任社員 橋本克己及び指定有限責任社員 久世雅也であります。また監査業務に係る補助者は公認会計士8名及びその他8名であります。また、当社の有限責任 あずさ監査法人への公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬(消費税等控除後)は76百万円であり、それ以外の報酬(消費税等控除後)は0百万円であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では高い見識と専門性を持った社外取締役が出席する取締役会の意思決定、執行役員の業務の執行に対し、高い専門性と独立性を備えた複数の社外監査役を含む監査役による監査というコーポレート・ガバナンス体制を採用することにより、最適なコーポレート・ガバナンス体制が構築されていると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は例年、株主総会開催日の概ね3週間前に招集通知を発送しております。なお、平成27年6月24日に開催した第154回定時株主総会の招集通知は平成27年6月2日に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社はパソコンあるいは携帯電話からのインターネットにより議決権を行使することができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用することができます。
その他	当社は株主総会招集通知を当社ホームページ(http://www.inabata.co.jp)に掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は情報開示指針を定めており、当社ホームページ(http://www.inabata.co.jp)に掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2015年3月期は、会社説明会を1回実施いたしました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社ではアナリスト・機関投資家向けに第2四半期と期末の年2回、決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧米・アジアなどの海外投資家に対して訪問し個別面談を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は決算情報、決算情報以外の適時開示資料、営業概況・株主通信、有価証券報告書・半期報告書・四半期報告書、企業概要などのIR資料を当社ホームページ(http://www.inabata.co.jp)に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社では財務経営管理室 IR企画部がIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は情報開示指針を定めており、当社ホームページ(http://www.inabata.co.jp)に掲載しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

（内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況）

当社は、2006年5月9日開催の取締役会において、内部統制システムの体制整備の基本方針の次の項目につき決議していますが、現在の内部統制システムの体制の整備状況は、以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
6. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社では社である「愛」「敬」の精神に基づき、人を尊重し、社会の発展に貢献するという経営理念の下、ビジョンと価値観を定め、これらを全社員並びに広くステークホルダーの方々にもご認識いただけるよう社内及び社外向けのウェブサイトに掲載し、その徹底を図っています。

<目指す姿Vision>

時代とともに変化する顧客と社会のニーズに応え、グローバルに事業を展開することにより、価値ある存在として常に進化を続ける。

<価値観IK Values>

- ・謙虚さと誠実さを基本とする（倫理観）
- ・高い理想、大きな夢、熱い心を持って常に限界に挑戦する（志）
- ・自由闊達な議論とチームワークを重んじ、社員の成長を大切にする（組織風土）
- ・顧客の問題を顧客の立場から解決し、顧客のベストパートナーとなる（機能）
- ・世界の人々と価値を共有し、そこに暮らす人々と共に発展する（共生）

【取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制】

社長を委員長とするコンプライアンス委員会の下に、コンプライアンス、情報セキュリティ及び個人情報保護について、それぞれ部会を設けるとともに、社外弁護士への通報などを取り入れた企業倫理ヘルプライン（内部通報制度）を設置し、コンプライアンスに関わる情報をいち早く認識し、対応できるようにしています。また、稲畑産業コンプライアンス宣言及びコンプライアンスガイドラインなどを制定して全社的な取組みを図っています。更に法務、商品管理などの分野のコンプライアンスリスクに対応するため、リスク管理室を設置しております。一方、内部統制システムを構築、維持、推進していくために内部統制委員会を設けて内部統制の向上に取り組むとともに、内部監査室によって内部統制の評価や業務監査が行われ、より高いレベルの内部統制が行われ、コーポレート・ガバナンスが徹底されるようになっていきます。

【取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制】

取締役の職務の執行に関しては、取締役会において職務執行報告を行い、その内容は取締役会議事録に記録しています。取締役会議事録及び職務執行に係わるその他の記録については、文書管理規程とその細則に基づき、適切に保存、管理することとしています。

【損失の危険の管理に関する規程その他の体制】

会社の損失の危険に関して、コンプライアンス委員会の下に、コンプライアンス、情報セキュリティなどについて、それぞれ部会を設け、企業倫理ヘルプライン（内部通報制度）を設置するとともに、個々の損失の危険（財務、法務、環境、品質、与信、災害等のリスク）の領域毎に当該損失の危険に関する事項を統括する部署としてリスク管理室、業務管理室などがあり、それぞれの危険の管理（体制を含む）に関する次のような規程を制定しています。

経営会議規程、審査会議規程、与信管理規程、危機管理規程、稟議規程、部門決裁に関する規則、コンプライアンス規程、コンプライアンス委員会規程、情報セキュリティ規程、財務報告に係る内部統制基本規程、内部統制委員会規程

【取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】

- (1) 取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については事前に常勤の取締役、監査役によって構成される経営会議又は審査会議において議論を行い、その審議を経て取締役会において職務の執行の決定を行うこととしています。
- (2) 定款に取締役会での決議の省略（書面決議）を定め、簡易な案件に関する承認手続の効率化を図っています。
- (3) 稟議規程、部門決裁に関する規則等の決裁権限に関する規程・規則等を定め権限の委譲などによって取締役の職務の執行の効率化を図っています。

【株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制】

当社グループにおいては、子会社は、グループ会社管理規程により、重要な事項については、子会社が親会社に事前に申請し、承認を受けたうえで実施するルールとし、取締役、支配人、監査役等の派遣も行いながら、財務経営管理室経理部事業管理課及び海外事業室において子会社を管理・指導しています。一方、内部統制を含む内部監査が子会社を含め当社グループ全体として行われています。

【監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項】

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は置いていませんが、監査役からの要請があった場合には、監査役の職務を補助する使用人を置き、その使用人は、取締役から独立し、監査役に従属するものとします。

【取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制】

取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告します。また、監査役は取締役会、経営会議、審査会議等の重要会議に出席し、必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めています。

当社は、2015年4月30日開催の取締役会において、2015年5月1日施行の会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの体制整備の基本方針を一部改定し、次の項目につき決議しました。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
6. 監査役の職務を補助すべき使用人（監査役補助者）に関する体制
7. 監査役への報告に関する体制
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（リスク管理体制の整備の状況）

当社に影響を及ぼす可能性のあるリスクのうち取引先の信用リスク・法規制に係るリスクについてはリスク管理室が把握と監視を行っております。また、法規制に係るリスク回避のため、6名の弁護士と顧問契約を締結しており適宜アドバイスを受けております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は稲畑産業コンプライアンス宣言の中で「反社会的勢力には毅然として対応し、一切の関係を遮断し、利益供与は行わない」ことを宣言しました。また、反社会的勢力排除に会社全体で対応するため、稲畑産業コンプライアンス宣言とともにコンプライアンスガイドラインを社内ウェブサイトに掲載し、さらにコンプライアンス研修会を実施することにより、当社の役員及び従業員に反社会的勢力排除の重要性を周知徹底しています。

反社会的勢力との対応は総務広報室 総務部が行っており、対応マニュアルを備えております。また、警視庁暴力団対策課、社団法人 特防連と連携をとり、反社会的勢力に関する情報の収集に努めております。

なお、稲畑産業コンプライアンス宣言は当社ホームページ(<http://www.inabata.co.jp>)に掲載しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社としましては、特定の者による当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為が行われようとする場合、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社は、グループとして、国内外に子会社55社、関連会社13社を有し、日本、東南アジア、北東アジア、米州及び欧州の5つのリージョンに跨り、情報電子、化学品、生活産業、合成樹脂、住環境、その他各分野における商品の販売及び製造を主な内容とした多岐に亘る事業展開を行っており、当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。

突然に大規模な買付行為がなされた場合、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であります。更に、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主にとっても、当該大規模な買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客及び取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模な買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主にとっては重要な判断材料となると考えます。

以上のことを考慮し、当社としましては、当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為に際しては、買付者は、株主の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、必要かつ十分な当該買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供し、一定の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始すべきであると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらす等、当社株主全体の利益を著しく損なうものもないとは言えません。当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が大規模買付ルールに従って適切と考える方策を取ることも、当社株主全体の利益を守るために必要であると考えております。なお、平成27年3月31日現在、住友化学株式会社が当社の発行済株式の21.79%を保有する筆頭株主となっていますが、昭和19年7月に同社の製造する医薬品の日本における総販売元となって以降同社とは良好な関係を保っています。しかしながら、今後、株主による株式譲渡等によって株主構成が変動するとともに当社株式の流動性が増す可能性があることや、今後の事業拡大のために新たに資本市場から資金を調達する可能性があり同社の保有割合が低下する可能性があること等に鑑みると、当社株主全体の利益を毀損する大規模買付行為（以下に定義します。）がなされる可能性があると考えています。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記1. 記載の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の取組みを行っております。

- (1) 海外事業の更なる拡大と深化
- (2) 成長が見込める市場・未開拓分野への注力
- (3) グローバル経営のインフラ整備・拡充
- (4) 将来の成長に向けた投資の実施
- (5) 資金効率・資産効率の更なる追求と財務体質の強化
- (6) グローバル人材の継続的な育成

上記取組みは、当社グループの市場価値を向上させ、その結果、当社株主全体の利益を著しく損なう大規模買付者（以下に定義します。）が現れる危険性を低減するものであるため、上記会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。また、かかる取組みは、当社グループの価値を向上させるものであるため、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社株主の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

- (1) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容

当社は、上記1. で述べた基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）を対象とする大規模買付ルールを設定し、大規模買付者がこれを遵守した場合と遵守しなかった場合の対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を定めております。

(2) 本対応方針が基本方針に沿うものであること、株主共同利益を損なうものではないこと及び会社株員の地位の維持を目的とするものではないこと並びにその理由

- イ. 本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対応措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会が当社株主全体の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に対する基本方針の考え方に沿って設計されたものであると言えます。

- ロ. 本対応方針が株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記1. 記載のとおり、会社支配に対する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、かかる会社支配に対する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

更に、本対応方針の有効期限は3年間であるところ、その発効・延長は当社株主の承認を前提としており、当社株主総会において継続が承認されなければ本対応方針は失効し、また、当社株主総会又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によって有効期限内に廃止する

ことも可能です。また、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策。）や、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策。）ではありません。これらのことは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

ハ. 本対応方針が会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、独立の外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。更に、大規模買付行為に対する対抗措置を発動するにあたり、独立委員会の勧告を受けた場合には、当該対抗措置を発動するか否かについて当社株主の意思を確認するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は顧客満足度の向上のため、平成12年6月にISO14001、平成17年4月にISO9001の認証を取得いたしました。より効率のよい、有効性のある運用を図るため、平成17年11月にISO14001とISO9001のマネジメントシステムの統合を図り、その維持・管理に努めております。

また、顧客満足度の向上に加え、リスクマネジメント力の強化、業務の効率化を飛躍的に図るべく、当社の全ての業務プロセスを抜本的に見直し、再設計するBPR(Business Process Reengineering)活動にも全社をあげて取り組んでまいりました。

今後は会社法及び金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に対応した内部統制システムの構築・維持・向上を通じて、すべてのステークホルダーの満足度を向上させるべく、コーポレート・ガバナンスの体制の整備、強化を図ってまいります。

（適時開示体制の概要）

1. 会社情報の適時開示に係る社内体制

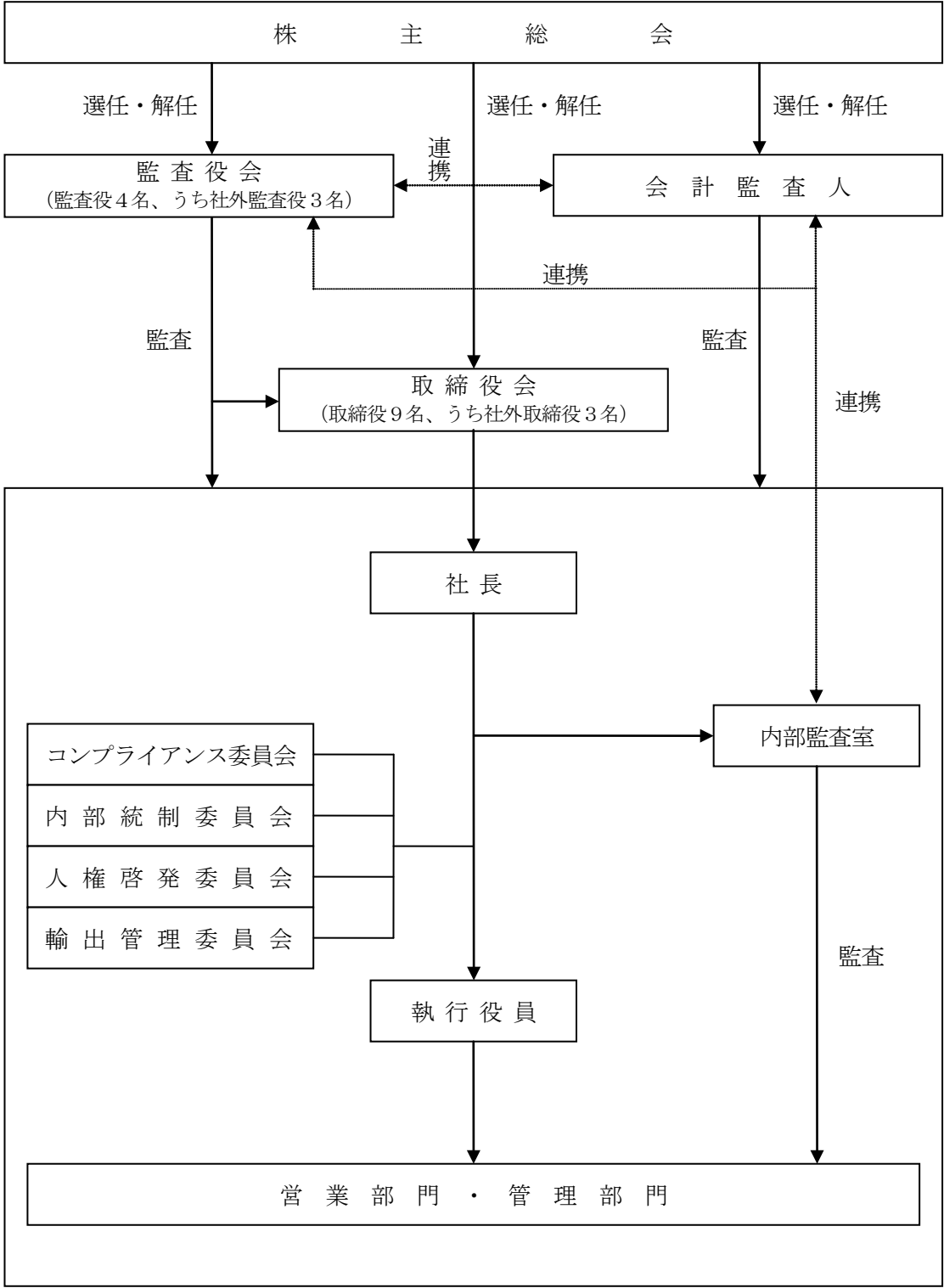
当社は、株主・投資家等の利害関係者に対して法定された開示事項の他、自社ホームページ、各種印刷物等の伝達手段により会社情報を適時に公表しております。情報の伝達経路は以下のとおりであります。

各部門（子会社を含む）より上程された稟議書（稟議規程に基づく上程事項）、審査会議（与信、個別重要案件の審査機関）及び経営会議（制度等の諮問機関）に上程され承認された決定事項並びに報告書等により報告された重要な発生事実を財務経営管理室が収集し、当該事項が開示対象情報にあたるか判断いたします。当該事項が開示対象情報にあたる場合には、情報開示責任者が開示文書の企画・立案を行います。その後、代表取締役社長が開示原案を承認機関である取締役会に提示し、開示の承認を受け、財務経営管理室が情報開示いたします。

2. 適時開示に係る社内体制のチェック機能

上程された稟議書及び報告書につきましては、その担当事務局であるリスク管理室法務部及び主たる合議先である総務広報室及び財務経営管理室においてチェックし、その正確性につき検証いたします。また、審査会議・経営会議上程事項については、その事務局であるリスク管理室法務部及び総務広報室並びに、各会議においてその正確性を検証いたします。

当社のコーポレート・ガバナンス体制を模式図で示すと次のとおりであります。



当社の適時開示体制を模式図で示すと次のとおりであります。

